

区分マンション投資

－ 東急リバブルのサービス －

お客様の不安にお応えする独自サービス



投資用区分マンション
空室・設備保証

はじめての投資にも、 充実のサポートを。

将来を見据えて、マンション投資を考えているが、

「借りてくれる人がいなかったら？」、

「設備が壊れたと言われたら？」

といった不安で、一步を踏み出せない方も
多いのではないのでしょうか。

誰もが抱くマンション投資ならではの不安、
そんな気持ちに寄り添った充実のサポートで、
東急リバブルがお応えします。

はじめての投資にも
お客様に寄り添い
お手伝いいたします。



01

空室賃料保証

もしも空室になったら、
最長3ヶ月間賃料の
80%をサポートします。



02

住宅設備保証

引渡し後1年間、
主要な住宅設備の
故障・不具合をサポートします。

本サービスは投資リスクを保証するものではありません。

空室賃料保証についてご案内します。

01

空室賃料保証

もしも空室になったら、
東急リバブルが最長3ヶ月間
賃料をサポートします。



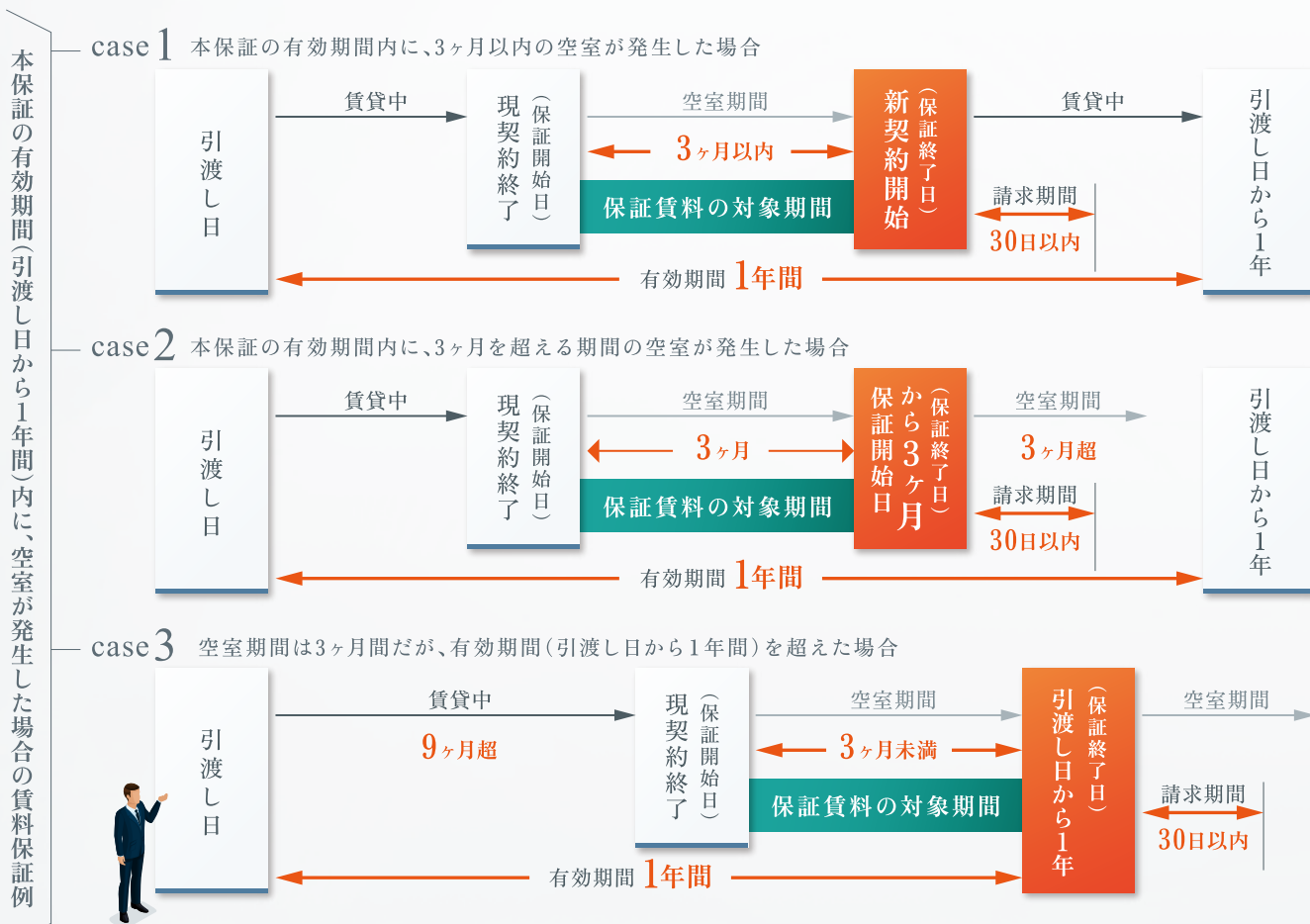
chapter1 最長3ヶ月の空室期間が保証対象!

本保証の有効期間内に、対象不動産の売買契約時における借借人との賃貸借契約が終了し、対象不動産が空室となった場合、最長3ヶ月、当社が一定の金額をお支払いします。

※本保証の有効期間は、対象不動産の引渡し日から1年間となります。

chapter2 空室時、 賃料の80%を保証!

当社の賃料保証率は、借借人との賃貸借契約に基づく賃料(管理費・共益費含む)の80%となります。



※保証開始日は、本保証の有効期間内かつ売買契約締結時の借借人との賃貸借契約終了日の翌日からとなります。

※保証終了日は、以下、いずれか早い日となります。

・保証開始日から3ヶ月以内に新規賃貸借契約を締結した場合、新規賃貸借契約開始日の前日(case1)

・保証開始日から3ヶ月(case2)

・保証開始日から3ヶ月経過前に本保証の有効期間終了日となった場合、有効期間終了日(case3)

※保証賃料の請求期間は、保証終了日の翌日から30日以内となります。

▶ 保証賃料の請求手続き

保証賃料のお支払いは、売買契約締結時の借借人との賃貸借契約(以下「現賃貸借契約」といいます)が終了して、空室となり、当社所定の手続き完了後となります。

ご請求までのお手続き(流れ)

step 1

お客様から当社へご連絡

現賃貸借契約の終了日が決まりましたら、当社までご連絡下さい。



step 2

当社からお客様へ請求書式を郵送

当社から請求書式を郵送します。

step 3

当社へ請求書などのご提出

請求期間中(保証終了日の翌日から30日以内)に、請求書(ご記入済み)および必要書類を当社宛てにご郵送下さい。

step 4

お客様へ保証賃料のお支払い

請求書などの確認が済みましたら、お支払いの手続きを進めさせていただきます。

※保証賃料のお支払いは、ご請求日の翌月となります。
※当社所定の請求手続きがなされない場合には、保証賃料のお支払いはできません。

適用条件

applicable condition

対象
不動産

東京23区内および、武蔵野市、三鷹市の
投資用区分所有マンション、当社売主不動産
※売買契約締結時に賃貸中かつ退去予定がないこと
※店舗・事務所は適用外
※賃貸借契約形態がサブリースまたは家賃保証付きの場合は適用不可

対象者

売主様
(宅建業者を除く)
・媒介条件:専属専任・専任媒介(媒介期間3ヶ月)
・当社規定の仲介手数料をお支払いいただける方
・販売活動は投資事業一課で行うこと

買主様
(宅建業者を除く)
・当社媒介にて本保証の対象となる不動産を購入された方
・当社規定の仲介手数料をお支払いいただいた方
・賃貸を目的として購入された方

保証内容

warranty information

保証
対象者

当社媒介により対象不動産を購入された買主様(宅建業者を除く)

保証
有効期間

対象不動産の引渡し日から1年間

保証賃料

売買契約時における借借人との賃貸借契約に基づく
賃料(管理費・共益費含む)の80%を保証有効期間内に発生した
空室期間(最長3ヶ月間)を基に決定します。

※本保証は当社指定の対象不動産に限り適用され、当社媒介で購入する全ての不動産に適用されるものではありません。
※空室となった場合、賃貸募集が必要になります。別途、募集のための費用が必要になります。
※保証賃料のお支払いは、請求期間内に当社所定手続きの完了した後となります。
また、保証賃料のお支払いは、日本国内の口座(買主様名義)として指定していただきます。
※その他詳細は、営業担当者までお問い合わせ下さい。

本サービスは投資リスクを保証するものではありません。

住宅設備保証についてご案内します。

02

住宅設備保証

ご購入より1年間、
東急リバブルが主要な住宅設備の
故障・不具合をサポートします。



chapter1

保証期間は1年間！主要な住宅設備を対象とした保証

引渡し日から1年間に保証対象となる住宅設備が、故障・不具合を起こした場合に
当社がその修理費用(費用上限あり)を保証いたします。



対象
機器

- キッチン／ガスコンロ・IHクッキングヒーター・レンジフード
- 洗面室／洗面化粧台・換気扇
- 浴室／換気(暖房)乾燥機
- トイレ／温水洗浄便座・換気扇
- 給湯器／給湯器本体・給湯器リモコン
- 居室／据付エアコン(2台まで)

※対象機器は、本保証の保証対象機器であって、対象不動産に対象機器の全てが付属されるものではありません。
※建物と一体の住宅設備と据付エアコンのみが対象となります。

chapter2

万一の不具合発生時にもワンストップ対応！

引渡し後に万一、故障・不具合が発生しても、「コールセンター」が窓口となり
賃借人からの連絡に、ワンストップ対応します。

適用条件

applicable condition

対象
不動産

東京23区内および、武蔵野市、三鷹市の
投資用区分所有マンション、当社売主不動産
※店舗・事務所は適用不可

対象者

売主様
(宅建業者を除く) ・媒介条件:専属専任・専任媒介(媒介期間3ヶ月)
・当社規定の仲介手数料をお支払いいただける方
・販売活動は投資事業一課で行うこと

買主様
(宅建業者を除く) ・当社媒介にて本保証の対象となる不動産を購入された方
・当社規定の仲介手数料をお支払いいただいた方
・賃貸を目的として購入された方

※修理が前提となります。

※売買契約において保証対象となる住宅設備の修復義務を免責することが前提となります。

保証内容

warranty information

保証
対象者

当社媒介により対象不動産を購入された買主様(宅建業者を除く)
※当社規定の仲介手数料をお支払いいただいた方

対象機器

建物と一体の住宅設備(キッチン設備、浴室設備、給湯設備など)、
据付エアコン

保証内容

修理・交換

保証期間

引渡し後1年間

保証
限度額

修理:上限55,000円(消費税込) 交換:上限110,000円(消費税込)
※修理が前提となります。
※上記「上限金額」は、保証対象機器に対する一作業あたりの限度額です

コールセンター
業務委託先

東急リバブル委託会社

※本保証は当社指定の対象不動産に限り適用され、当社媒介で購入する全ての不動産に適用されるものではありません。
※対象機器の故障・不具合発生時に賃借人からの連絡が無い場合および賃借人の協力が得られない場合は本保証は受けられません。
※賃貸管理会社の指定があります。(東急リバブル(株)、東急住宅リース(株)、(株)日本財託管理サービス、自主管理)
※その他詳細は、営業担当者までお問い合わせ下さい。

本サービスは投資リスクを保証するものではありません。

つなぐ。答えへ。未来へ。

 東急リバブル